

第16回盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成20年12月18日(木)午後2時30分～午後5時00分

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

姉帯幸子, 伊藤紘基, 内田 浩, 大森紀代美, 神山千之,
川上博基, 川嶋静夫, 河辺邦博, 佐々木直人, 菅原 博,
菅原唯夫, 田中寿生, 千田耕一, 千葉浩也, 塚田孝子,
松尾正弘, 三上邦彦(五十音順, 敬称略)

(盛岡地方裁判所委員会委員, 盛岡家庭裁判所委員会委員, 盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員)

(庶務)

大内地裁事務局長, 太田家裁事務局長, 本郷民事首席書記官, 鹿内刑事首席書記官, 塩澤首席家裁調査官, 佐藤家裁首席書記官, 高橋家裁次席調査官, 大山地裁事務局次長, 山方家裁事務局次長, 藤原地裁総務課長, 畑山地裁総務課課長補佐, 嶋田地裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事

1 開会あいさつ(伊藤委員長)

2 配布資料の説明(伊藤委員長)

3 議事テーマ「裁判員制度」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち、次のとおり説明及びビデオ上映がなされた。

ア 手続運営の在り方に関する事項について

イ 参加のための環境整備に関する事項について

ウ 辞退事由等に関する事項について

エ 広報活動に関する事項

(2) 意見交換

議事テーマ等に関し、概略、次のような意見交換がなされた。

以下 が委員， が説明者（裁判所委員）， が説明者（裁判所庶務）の発言

裁判員は判断に迷っても最終的には判断をしないといけないのか。

最終的にはそれぞれの立場からの意見を出していただくが、いきなり何年でいいでしょうかというように量刑を聴くようなことはしない。皆さんのいろいろな意見を反映させるには、意見を交換し、どういうことを考えたらいいのかを考えた上で、最後に全員の意見を出していただき、最終的な結論を決める。

7割の事件が3日以内で終結するということであるが、裁判員裁判になると、事実認定がおろそかにならないか。

裁判が拙速になるのではないかとこの点については、何が何でも3日、必要な証拠調べを省いてでも3日で終わらせるということは、本来のあるべき姿ではない。従前、ともすると事実認定や刑を導き出すのに必ずしも必要でない点まで審理をしていたが、そのような点についてまで審理をするということではない。したがって、必要な部分には焦点を当てて審理計画を立てることになる。審理計画の中では、裁判所のみで争点整理をするわけではなく、双方の意見を

聞いて争点整理していき，慎重な処理が必要であれば，3日間というしほりではなく，さらに慎重に処理をすることになる。

7割の事件が3日で終わるということについてであるが，その場合は事実関係に争いがないという前提である。争いがあれば3日を超えることもある。盛岡地裁の事件では全ての事件の7割から8割が事実関係に争いがない事案である。盛岡地裁の場合には，平成19年の裁判員対象事件が22件であるため，14～16件程度が争いのない事案である。

今年12月から被害者参加制度が始まり，その場で被害者が求刑できるようになったが，裁判員が被害者に同調し，実態から離れて刑を重くするようになりはしないだろうか。

被害者参加制度により刑が重くなるのではないかとこの点については，被害者が検察官とは違う観点で意見陳述することが予想される。そのときに裁判所の許可に基づいて行われるが，こういった形で被害感情を評価するか，評議の詰め方が問題となる。量刑としては標準的な事案の量刑傾向を参考にしながら，それぞれ意見を出していただく。その中で，まずは被告人がやったことの責任など，様々な量刑要素があるが，被害感情はその要素の一つである。被害感情が大きいだけで刑が重くなるということはないと思う。模擬裁判において被害感情を強くしたからといって，量刑が大幅に厳しくはなっていない。懸念されているようなことよりは，むしろ冷静に受け止められていると思う。

新聞報道によると被害者側で検察官側よりも重い刑とする意見が出た場合，慎重な態度をとる人もそれなりにいると聞いた。最終的にはバランスのとれた結論になっていくと思う。

辞退事由についてはどこで判断するのか。

その裁判を担当する裁判体で判断する。書面上明らかであれば選

任手続に来る必要はないが、さらに事情を伺いたいとなれば裁判所に来ていただき、個別に判断する。また、急な事情の変更が生じ、裁判所に来るのが困難となった場合にも、裁判体で判断する。

複数の地域にまたがって営業店がある会社では、それぞれの裁判体（裁判所）によって辞退できるかどうかが変わるのか。

同じ会社の中で全く同じ理由で認められるかどうか異なるのは社内の公平性という観点より良くないのではないか。

それぞれの方の、その時期の仕事の事情で、他の方と代われるのか、仕事に重大な支障が生じるのか、それぞれの事情ごとに個別判断することになる。

書面上、辞退事由に当たるかどうか、すぐには判断のつきかねる場合はあると思う。さらに書面の追加をお願いするか、話を聞くことになるのかは、ケースにより異なるが、やはり裁判体のその時々判断となる。まさにそれぞれの裁判官が責任を持って判断するので、ご理解いただければと思う。

同じ会社に勤めていても、候補者個々人の事情が異なるので、同じ理由であっても、判断が分かれることもある。

裁判員裁判導入後、高裁の変革はあるのか。地裁で裁判員が導入されることで三審制にどのような変革をもたらすのか。

高裁でも検討中である。高裁はそもそも事後審であり、高裁は地裁での判断が正しかったかどうかを事後的にチェックし、判断するものである。裁判員裁判導入後における、高裁本来の立場、対応の仕方を考えていると思う。

裁判員裁判の判断について、高裁でもう一度調べ直せとの判断が沢山なされると、裁判員は何なんだということにはならないか。だからと言って、あまりに地裁の判断を重要視し過ぎると、今度は高裁とは何なんだということになり、その辺が難しいと思う。

環境整備の点について、候補者に選ばれてからの精神的不安に対する整備についてはどう考えているのか。裁判員候補者になったときの不安を解消するための裁判員候補者を対象とした模擬裁判などは考えていないのか。

裁判員候補者を対象としてということではないが、裁判所では説明会等を多く実施している。説明会だけでは裁判員になったときの不安はなかなか解消されないこともあるので、裁判員を実際に体験してもらおう模擬評議を実施してる。しかし、模擬評議に参加できる人数も限りがある。現段階では、できるだけ多くの方に参加していただき、不安を解消していきたい。今後も説明会を続けていく予定であり、学校教育でも制度に関する説明がなされるようになると思うが、さらに不安を解消していくために、どうしたらいいのか、皆さんのお智恵を拝借し、考えていきたい。

裁判員候補者に選ばれた方に、こういうことをするといいとか、こういうことはしない方がいいといったような特別に働きかけるようなことは予定していない。不安解消のためには、裁判員広報行事に参加していただくのも一つの方法と考えている。

そもそも裁判員裁判に参加していただく裁判員には、もともと法律的な知識は不要ということを前提で進めており、裁判員裁判とは、裁判員に選ばれてから、裁判体の裁判官から説明を受け、皆さんの感覚でお話していただき、結論を出すという制度なので、候補者を対象とした研修や予行練習のようなものは必要がないので考えていない。実際の模擬裁判、評議に参加した方からは、参加する前は不安だったが、やってみるとできるものですねという評価はいただいている。

誰が裁判員候補者になっているのか明らかにしてはいけないので、候補者のみを集めて研修するようなことは考えていない。

自分の話をコンパクトにまとめ、発言できる人がどれくらいいるのか、このような不安をどう解決していこうと考えているか。

裁判員裁判において、意見をまとめて言わなければならないといった不安感については、実際に選任された方には、審理の方法、休憩の取り方、評議の仕方も含めて説明し、皆さんがご自分の意見を言い、意見交換しやすいよう、その場その場で対応し、不安を取り除くよう努める。

日当の源泉徴収について、個々人が雑所得として申告することだが、本来、支払う側に源泉徴収義務があるのではないか。

日当については報酬ではなく、損害の填補である。源泉徴収義務の有無については調べて回答する。

裁判が終わった後の心理的なフォローはどう考えているのか。

裁判員裁判に参加することのストレスは承知している。必要であればカウンセリングを受けられるよう考えている。また疾患した場合に、事件終了後、公務災害として認定できるかどうか検討中である。事案に応じたケアをしていきたいと考えている。

車で来庁した場合の駐車場への入り方についても迷うことがあるので、出入口や進行方向など、分かりやすく案内してほしい。

証拠調べの際に解剖写真など衝撃的な写真が提出された場合、裁判員は必ず見なければいけないのか。

写真については、従来は被害者が死亡した場合などは鑑定書として写真が出るが多かったが、今後どうするのか、裁判員の負担にならないよう検察庁も検討している。しかし、一方、事案によるが、事実の認定、量刑の判断で一定の必要性からそのような写真も証拠として出されることもあるのではないかと思う。ただそれがどういった形で提出されるのが相当かは、立証の必要性、裁判員の心理面も考慮し、現在検討中である。

精神的に衝撃的な写真があるので配慮は必要だと思うが、裁判員に結果の重大さを知ってもらうことも大切だと思う。

裁判所から遠い場合には宿泊代が出ると聞いているが、急な降雪で路面が凍結して登庁、帰宅するのが困難になった場合にも宿泊代は出るのか。

個別の事情の判断となる。裁判長が判断し、宿泊する必要があると判断すれば宿泊費を出すことになる。

被告人の関係者から危害が加えられるなどの不安については、裁判所の出入りの際に守ってもらうなどの工夫、対策はあるのか。

裁判に立ち会っていただくのが仕事なので顔が出てしまうのはやむを得ないと考える。それ以外の部分では、庁舎の出入りの経路を考えたり、他との接触を避けるなどの配慮を行うことになる。

環境整備の点で車椅子のバリアフリー、視聴覚障害者への配慮はなされているのか。

視覚障害の方に対しては、その旨伝えてもらえれば、外部のヘルパーを依頼することや、同行する親族等への旅費支給等は積極的に考えている。また、聴覚障害の方に対しては、裁判が長時間にわたることを考え、手話通訳者をできる限り多く確保し、手続運営に支障のないよう配慮していきたい。

環境整備の点で一時保育では不十分だと思う。特に年齢の小さい子どもの場合、通常、ならし保育というのがある。数時間程度、保育園に通わせて、慣らすというもので、いきなり保育園に預けると子どもが泣いてばかりになり、預けた母親も子どものことを心配し、審理中も上の空ということになりかねない。また、子どもを預けるにしても母乳を飲んでいる子どもの場合などは、母乳を冷凍するなど、様々な細かい問題が生じる。今の内から細かい不測の事態をリサーチし、柔軟に対応できるようお願いしたい。

第 5 次回委員会について

地裁委員会及び家裁委員会は3月にそれぞれ開催することとし、具体的な開催日時及び開催テーマについては、確定次第、庶務担当から委員に対し通知することとした。

第 6 閉会

以 上